

よつくら訪問看護ステーション重要事項説明書

平成26年4月1日

1・運営規程の概要

(1) 運営方針

利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、保健・医療・福祉サービス、主治医との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(2) 事業所の名称

【 名 称 】 社会福祉法人楽寿会 よつくら訪問看護ステーション

【 所在地 】 いわき市四倉町上仁井田字横川74-1 【 TEL 】 0246-66-0855

【 事業所番号 】 0760490144 【 FAX 】 0246-66-0856

2・サービスの内容

(1) 訪問看護の内容

- ・ 病状、障害の観察
- ・ 食事および排泄等日常生活の世話
- ・ リハビリテーション
- ・ 認知症患者の看護
- ・ カテーテル等の交換、管理
- ・ 清拭、洗髪等による清潔の保持
- ・ 褥創の予防、処置
- ・ ターミナルケア
- ・ 療養生活や介護方法の指導
- ・ その他医師の指示による医療処置

(2) 職員体制

- ◎ 管理者：看護師 佐藤昌代 (事業所の運営管理)
- ◎ 看護職員：看護師 佐藤昌代 (兼務)
千葉めぐみ
熊谷まさえ
酒井範子

(3) サービス提供時間

8:30～17:30

※ 年中無休

(4) サービス提供地域

四倉町、久之浜町、平（草野・神谷）

(5) サービス提供の内容

- ① 次の日程により訪問看護サービスを提供します。
- ② サービスは、別添の「訪問看護計画書」に沿って提供します。

	曜 日	時 間 帯	内 容 (概要)
1)	曜日	: ~ :	
2)	曜日	: ~ :	
3)	曜日	: ~ :	
4)	曜日	: ~ :	
5)	曜日	: ~ :	

3・緊急時の対応

サービスの提供中に容体の変化などがあった場合は、必要に応じて応急の手当てを行い、主治医の指示を受けて速やかに必要な対応をします。また、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

4・利用料金

(1) 介護保険による訪問看護(1割の自己負担)

- ※ 30分未満 ⇒ 474円 (1回)
- ※ 30分以上1時間未満 ⇒ 834円 (1回) ※ 1時間半まで ⇒ 1,144円 (1回)
- ※ 緊急訪問看護体制 ⇒ 540円 (1ヶ月)
- ※ サービス提供体制強化加算 ⇒ 6円(1回)
- ※ 複数名訪問加算 ⇒ 30分未満 254円(1回) 30分以上 402円(1回)
- ※ 特別管理加算(Ⅰ) ⇒ 500円 (1ヶ月)
在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル・気管カニューレを使用している状態
- ※ 特別管理加算(Ⅱ) ⇒ 250円 (1ヶ月)
在宅酸素療法管理指導等を受けている状態や重度の褥創の状態の方
- ※ 長時間訪問看護加算 ⇒ 300円(1回) < 特別管理加算の対象者に対して、1時間30分を超える場合 >
- ※ 初回加算 ⇒ 300円 (1回)
新規に訪問看護計画を作成した方に対して訪問看護を提供した場合。
- ※ ターミナルケア加算 ⇒ 2,000円 (死亡月)

(2) 医療保険による訪問看護

(介護保険対象ではない方や、介護保険の被保険者のうち厚生労働大臣が特に定めた疾患や病状の方)

- ※ 後期高齢者医療保険 ⇒ 一部負担金の割合分
- ※ 健康保険 ⇒ 該当保険の負担割合分

(注) 交通費は、事業者の通常のサービス地域を越える場合にのみ必要となります。

5・償還払い

利用者がいったん費用を全額(10割)支払い、後に申請することで介護保険の適用分(9割)が払い戻される制度です。払い戻しは、原則的に口座振込となります。なお、手続きから払い戻しまでには、2~3ヶ月程度かかることもあります。

次のような場合、償還払いの対象となります。

- ・ ケアプランを作成せずに介護サービスを利用した場合の利用料の9割分
- ・ 保険料を一年間滞納したため、支払方法を変更された場合 等

6・サービス内容に関する苦情

当事業所の提供したサービスに対して不満や苦情がある場合には、次の窓口までお申し出下さい。

《 お客様相談・苦情窓口 》

① 【受付時間】 年中無休 (24時間対応)

【 担当者 】 ・ 佐藤昌代 ・ 千葉めぐみ ・ 熊谷まさえ ・ 酒井範子

【 電話 】 0246-66-0855 【 FAX 】 0246-66-0856

※ 上記番号につながらない場合 090-7529-0855

② 【苦情解決責任者】

佐藤昌代

